

第11期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

■事業報告

会社の現況

直前3事業年度の財産及び損益の状況

主要な事業内容

主要な営業所

従業員の状況

主要な借入先の状況

その他会社の現況に関する重要な事項

株式の状況

新株予約権等の状況

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

剰余金の配当等の決定に関する方針

■計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.retty.me/ir/stock/meeting/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

Retty株式会社

会社の現況

(1) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 8 期	第 9 期	第 10 期	第11 期 (当事業年度) 2021年 9月期
	2018年 9月期	2019年 9月期	2020年 9月期	
売 上 高(千円)	1,690,541	2,268,123	2,215,551	1,938,488
経常利益又は経常損 失(△)(千円)	△221,021	99,899	△274,055	△356,299
当期純利益又は当期 純損失(△)(千円)	△230,421	155,849	△324,030	△358,590
1株当たり当期純利 益又は1株当たり当 期純損失(△)(円)	△197.29	133.44	△33.23	△31.28
総 資 産(千円)	779,789	1,055,457	1,533,832	1,727,887
純 資 産(千円)	536,905	692,754	429,529	1,114,136
1株当たり純資産(円)	△1,101.19	△967.75	40.45	95.80

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式数に基づき算出しております。
2. 当社は、2020年3月10日付で当社株式1株につき8株の割合で株式分割を行っております。2020年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純損失を算定しております。

(2) 主要な事業内容 (2021年9月30日現在)

実名型グルメプラットフォーム「Retty」の運営

(3) 主要な営業所 (2021年9月30日現在)

本	社	東京都港区
---	---	-------

(4) 従業員の状況 (2021年9月30日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
136 (88) 名	5名増 (30名増)	31.3歳	3.4年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を () 外数で記載しております。
2. 平均勤続年数は、小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。
3. 当社の事業セグメントは単一セグメントのため、セグメント別の記載はしていません。

(5) 主要な借入先の状況 (2021年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社商工組合中央金庫	275,340千円
株式会社きらぼし銀行	73,328千円
株式会社りそな銀行	30,000千円

(6) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2020年10月30日付をもって、東京証券取引所マザーズへ株式を上場いたしました。

株式の状況 (2021年9月30日現在)

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 40,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 11,627,804株 |
| (3) 株主数 | 4,425名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
武 田 和 也	3,360,000株	28.89%
Y J 2 号 投 資 事 業 組 合	1,588,376	13.66
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE UKDU UCITS CLIENTS NON LENDING 10 PCT TREATY A C C O U N T	802,400	6.90
Z ホールディングス株式会社	402,200	3.45
長 束 鉄 也	336,000	2.88
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	334,700	2.87
林 正 栄	288,760	2.48
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	264,100	2.27
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	254,400	2.18
野村信託銀行株式会社 (投信口)	221,400	1.90

(注) 持株比率は自己株式 (121株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

- ① 2020年10月29日を払込期日とする公募増資により、発行済株式の総数は200,000株増加しております。
- ② 2020年12月2日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資により、発行済株式の総数は722,700株増加しております。
- ③ 新株予約権の権利行使により、発行済み株式の総数は92,600株増加しております。

新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 3 回 新 株 予 約 権	第 1 1 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2013年5月22日	2017年3月23日
新 株 予 約 権 の 数		3 個	825 個
新株予約権の目的となる株式の種類と数 (注) 1.2.		普通株式 24,000株 (新株予約権 1 個につき 8,000株)	普通株式 6,600株 (新株予約権 1 個につき 8株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (注) 1.2.		1 株 当 たり 89円	1 株 当 たり 960円
権 利 行 使 期 間		2015年6月1日から 2023年5月22日まで	2019年5月19日から 2027年4月18日まで
行 使 の 条 件		(注) 3.	(注) 4.
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員、社外取締役を除く)	新株予約権の数 3 個 目的となる株式数 24,000株 保有者数 1 名	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 名
	社 外 取 締 役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 名	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 名
	取 締 役 (監査等委員)	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 名	新株予約権の数 825 個 目的となる株式数 6,600 株 保有者数 1 名

		第15回新株予約権	第16回新株予約権
発行決議日		2018年9月27日	2019年9月27日
新株予約権の数		700個	400個
新株予約権の目的となる株式の種類と数(注)2.		普通株式 5,600株 (新株予約権1個につき 8株)	普通株式 3,200株 (新株予約権1個につき 8株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(注)2.		1株当たり 2,223円	1株当たり 2,223円
権利行使期間		2020年9月29日から 2028年8月28日まで	2021年9月29日から 2029年8月28日まで
行使の条件		(注)4.	(注)4.
役員 の 保有状況	取締役 (監査等委員、社外取締役を除く)	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名
	社外取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名	新株予約権の数 400個 目的となる株式数 3,200株 保有者数 1名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 700個 目的となる株式数 5,600株 保有者数 2名	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名

- (注) 1. 2015年4月30日付で1株につき1,000株の割合で株式分割を行ったことにより「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
2. 2020年3月10日付で株式1株につき8株の割合で株式分割を行ったことにより「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
3. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。
- ① 当社の取締役・従業員として新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員のいずれかの地位を保有している場合に、行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合、その他代表取締役が正当な理由があると認めた場合は、行使できるものとする。また、会社協力者として割当を受けた者は、権利行使時においても会社協力者の地位を保有している場合に、行使することができる。ただし、代表取締役が正当な理由があると認めた場合は、行使できるものとする。
 - ② 新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日までは本新株予約権を行使することはできない。
4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。
- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ② 新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日までは本新株予約権を行使することはできない。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 名称

E Y 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000

(注) 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務であるコンフォートレター作成業務についての報酬を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ①当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i. 当社は、法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス規程」を定めるとともに取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
 - ii. 当社は、社内及び社外に複数の通報窓口を設けた内部通報制度を整備し、不正行為等の

防止及び早期発見を図る。

- iii. 内部監査担当は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合していることを確認する。また、内部監査担当は、監査の結果を代表取締役社長に報告する。
- iv. 反社会的勢力に対しては、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- i. 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に適切に記録し、保存する。
- ii. 取締役が当該文書または電磁的媒体を必要に応じて速やかに閲覧できる体制を整備する。
- iii. 「機密情報管理規程」及び「個人情報保護規程」に基づき、機密情報及び個人情報を保護するための体制の構築に努める。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の損失の危険に対処するため、「危機管理規程」を整備し、適宜見直しを行う。また、コーポレート部門が主管部署となり、各部門との情報共有及び定期的な会合等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を統括責任者として、全社的な対策を検討する。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i. 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ii. 各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

⑤監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- i. 監査等委員会は、「監査等委員会規程」に基づき、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を求めることができるものとする。なお、監査等委員会の

職務を補助すべき取締役は置かないこととする。

- ii. 監査等委員会を補助すべき使用人は、監査等委員の指示に基づき、監査等委員会の監査に関わる権限の行使を補助するものとする。

⑥前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- i. 前号の使用人の指揮命令権は監査等委員会が有し、その任命、異動、評価、懲戒については、監査等委員会の事前の同意を得た上で行うものとする。
- ii. 前号の使用人が他部署の使用人を兼務する場合には、監査等委員会の職務に関する使用人への指示は監査等委員より直接行うものとする。
- iii. 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員の指揮命令に従う旨を取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に周知徹底する。

⑦取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- i. 監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に説明を求めることができる。
- ii. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員会の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

⑧前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ前号の報告を行った取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑨監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、当該職務の執行に必要なないと認められた場合を除き速やかに当該処理をする。

⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、内部監査担当と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うことができる。また、監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持って情報交換を行い、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は次のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、各種社内規程整備の整備と適時の見直し、反社会的勢力排除のためのフロー構築等を行っております。
- ② 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定時取締役会を12回、臨時取締役会を9回開催しました。また、取締役の職務執行の記録として取締役会議事録を整備し、取締役が閲覧できる状況を構築しております。
- ③ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、会計監査人と連携を図り、積極的に情報交換を行ってまいりました。また、内部監査担当との連携についても、より実効性の高い監査となるよう協議を重ねてまいりました。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考えており、設立以来配当を実施しておりません。今後の配当方針については、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主の皆様に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

当社の配当の決定機関は取締役会であります。なお、2020年8月25日開催の臨時株主総会決議により、会社法第459条第1項に基づき、期末配当は9月30日、中間配当は3月31日を基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定款規定を設けております。

株主資本等変動計算書

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計	線 越 利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	95,000	658,279	658,279	△324,030	△324,030	-	429,249
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	521,711	521,711	521,711				1,043,422
当 期 純 損 失 (△)				△358,590	△358,590		△358,590
自 己 株 式 の 取 得						△197	△197
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	521,711	521,711	521,711	△358,590	△358,590	△197	684,634
当 期 末 残 高	616,711	1,179,991	1,179,991	△682,620	△682,620	△197	1,113,884

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	280	429,529
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		1,043,422
当 期 純 損 失 (△)		△358,590
自 己 株 式 の 取 得		△197
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△28	△28
当 期 変 動 額 合 計	△28	684,606
当 期 末 残 高	252	1,114,136

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～22年

機械及び装置 4年～10年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(1) 貸借対照表

前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「立替金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。なお、前事業年度の「立替金」は64,973千円でありま
す。

(2) 損益計算書

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「償却債権取立益」は、損益計算書の明瞭性を高めるために、当事業年度より区分掲記しました。なお、前事業年度の「償却債権取立益」は125千円であります。

(3) 個別注記表

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に「3. 会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

有形及び無形固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 一千円 有形固定資産 102,350千円 無形固定資産 1,779千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社では実名型グルメプラットフォーム「Retty」運営事業の単一の事業を行っていることから同社を単一の資金生成単位としております。当社は前事業年度及び当事業年度において営業損失を計上したことから、固定資産に減損の兆候が生じているものと判断しております。減損の認識の判定にあたっては、将来5年間の事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローを算定し、固定資産の帳簿価額と比較しております。その結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を上回ったため、減損損失の認識は不要と判断しております。

② 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算定における主要な仮定は、事業計画における売上高の基礎となる新規参画店舗数及び解約率であります。なお、当事業年度末である2021年9月末まで緊急事態宣言が延長されたことから当社の新規参画店舗数が低く抑えられたものの、足許では同緊急事態宣言の解除に伴い、徐々に飲食店への客足が回復傾向にあることから、翌事業年度においては2022年春頃より飲食店の販促意欲が回復し、当社の新規参画店舗数もそれに伴い回復するものと仮定しております。また、従来の販売代理店に対する投資に加えて直販体制の充実化など営業体制の更なる強化及びサービスラインナップの拡充や商品力強化に向けた開発体制拡充といった積極的な投資を実行することにより、外部環境の回復に留まらない新規参画店舗の増加や送客人数増加による既存参画店舗の解約率の減少も事業計画に織り込んでおります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

事業計画や新型コロナウイルス感染症の拡大を含む経営環境等の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変化が生じた場合、翌事業年度において、減損処理が必要となる可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	800,000千円
借入実行残高	30,000千円
差引額	770,000千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 11,627,804株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 121株

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,379,424株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生は、繰越欠損金等であります。なお、発生した繰延税金資産から同額の評価性引当額を控除しております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産を余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。短期的な運転資金及び設備投資資金に関しては、自己資金及び銀行借入による方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金及び立替金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日であり、支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

短期借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、すべて1年以内に返済期日が到来し、流動性リスクに晒されております。

長期借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、その一部は1年以内に返済期日が到来し、流動性リスクに晒されております

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について与信管理規程に基づき、取引先の状況を定期的に確認し、取引先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金は賃貸借契約締結時に差入先の信用状況を把握するとともに、入居後も定期的に信用状況を把握することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

ハ. 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

未払金、短期借入金及び長期借入金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません。(注)2をご参照ください。)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	629,158千円	629,158千円	－千円
(2) 売掛金	278,964		
貸倒引当金(※1)	△25,770		
	253,194	253,194	－
(3) 立替金	124,197	124,197	－
資産計	1,006,549	1,006,549	－
(1) 短期借入金	30,000	30,000	－
(2) 未払金	55,963	55,963	－
(3) 長期借入金(※2)	348,668	347,740	△927
負債計	434,631	433,703	△927

(※1) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(3)立替金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)短期借入金、(2)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 投資有価証券（貸借対照表計上額0千円）は、非上場株式であり、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象に含めておりません。また、敷金及び保証金（貸借対照表計上額167,924千円）は、市場価格がなく、退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であり、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象に含めておりません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	本田浩之	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 0.3	-	新株予約権の 行使	24,552	-	-

(注) 2015年7月13日の株主総会決議に基づき発行した第7回新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 95円80銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 31円28銭 |